

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年3月25日

一般社団法人日本ボッチャ協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://japan-boccia.com/association>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	今年度、「将来構想」を策定し、競技力向上と普及に寄与することを目的として、当協会の組織が目指すビジョンを設定した。当該構想に基づき、中長期計画を作成、2021年初に当協会HPに公表する予定である。 同計画の中の「2020～2030年 中期重点取組事項」として、①競技力向上、②組織強化（組織体制、財務、ガバナンス等）、③普及・マーケティングの3項目を挙げ、それを基にアクションプランを策定している。 また、計画策定に当たっては、役職員や協会の関係者、監事である顧問弁護士から幅広く意見を募っている。	・「将来構想」 ・「2020 - 2030年中長期重点取組事項」 ・「長期計画」 ・理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	中長期計画の重点取組事項の1つに、人材の育成および確保を挙げている。当協会は設立から6年目であり、将来の組織体制強化に向けて、大会運営や講習会実施、さらに育成システムを構築するなど、当協会の業務遂行に必要な専門性を備えた人材の確保に努めていく予定である。 ガバナンス・コンプライアンスに関しては協会の規模や財政を鑑み、専門家のサポート体制を構築。現在、ガバナンスコード適合のため、顧問弁護士事務所にタスクフォースチームを設置いただき、遵守に向けた対応を講じている。	・「2020 - 2030年中長期重点取組事項」 ・理事会議事録
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の中長期計画「2020～2030年中長期重点取組事項」として、①競技力向上、②組織強化（組織体制、財務、ガバナンス等）、③普及・マーケティングの3項目を挙げ、それを基にアクションプランを策定しており、普及・マーケティングに力を入れることで、会員増加を図ることで、財政基盤のより一層の安定化を目指しているところである。	・「2020 - 2030年中長期重点取組事項」 ・理事会議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合	現在、理事の総数は8人（外部3人、女性1人）であり、外部理事及び女性理事の割合は、それぞれ37.5%、12.5%である。理事の選任にあたっては、競技への理解度・外部者・女性・アスリート・有識者等の様々なるを勘案して慎重に候補者を選任しているところであるが、女性理事については、目標割合を達成するには自助努力に限界があるため、スポーツ庁の「スポーツ団体における女性役員育成・マッチング支援」事業などを活用し、適任者の選任に努めていく。	・役員名簿 ・組織図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方	当協会は一般社団法人であるため評議員会を設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会規程に基づき、アスリート委員会を発足。今年度中に、第1回の委員会を開催予定である。 委員長は、元パラリンピック選手であり、当協会において理事を務めているものを選任している。委員長中心に今後意見をまとめ、組織運営に反映できるよう、委員会を運営していく予定。	・アスリート委員会規程 ・アスリート委員会名簿 ・アスリート委員会議事録(第1回)
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事については、その役割・責務を果たすために、多様な分野から知識・経験・能力を備えた人材を人選・配置しており、理事会は適正な人数(前述のとおり8人)で構成している。	・役員名簿 ・組織図 ・委員会名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	別途、役員の新陳代謝に関する規程を作成し、就任時の年齢制限等を設ける予定である。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	上記の役員の新陳代謝に関する規程において、理事の在任期間の再任回数の上限を新たに設ける予定である。 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	当協会の規模に鑑み、現状では役員候補者選考委員会は設置していないものの、今後、必要に応じて、同委員会の設置を検討していく所存である。	
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	当協会、役職員及び当協会に登録している者（登録会員）が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 ・懲戒規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	当法人の運営に関して必要となる事項については、定款にその定め（社員総会の運営、理事会の運営、監事に関する事項など）があり、さらに、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。 業務分掌規程については、現在、新たに作成している段階である。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・経理規程 ・コンプライアンス規程 ・第三者委員会規程 ・アスリート委員会規程 ・会員登録規程 ・業務分掌規程（作成中）
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	当法人の業務に関する各種規程等を整備している。また、公開すべき情報については、ホームページにおいて適宜情報を公開している。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱規程 ・危機管理マニュアル ・文書取扱規程（作成中）
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	現在、理事及び監事は無報酬であるが、その職務執行の対価として報酬を支給する場合は、定款において社員総会の決議による、と規定している。また現行、事務局職員は、年度毎の雇用契約になっている。かかる現状を踏まえ、今般、役員等の報酬に関する規程を作成したが、今後も、当協会の実情に併せて役職員の報酬規程等を整備していく予定である。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・役員等の報酬に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第6章において、「財産及び会計」と題して、当法人における予算の承認手続、決算承認の手続、余剰金の不分配等について定めているほか、当協会の各種事業に関連する財産の管理等についての規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・経理規程 ・物品貸出に関する規程 ・寄付金規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	公益財団法人の規則に準じて、財政的基盤を整えるための規程を策定しており、規定に沿った運用を行っている。また、スポンサーシップに関しては、「Sales Sheet」を作成し、スポンサーとの間で個別に契約書を取り交わしている。	・経理規程 ・Sales Sheet
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考については、詳細な規程を設けている。また、主要な国内、国際大会が開かれる場合、各大会ごとに、当該規定に基づいて詳細な選手選考基準を策定し、これを対象選手に十分に説明しており、さらに、その内容をホームページにおいて公表した上で、適切に運用している（たとえば、2020東京パラリンピック競技大会日本代表推薦選手の選考基準についてホームページにおいて公開している）。	・アスリート委員会規程 ・選手選考委員会規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員に関する規程を策定し、公表及び運用している。	・審判員規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	弁護士法人と顧問契約を締結し、規程の整備や法人の運営全般に関し、適宜相談できる体制を構築している。 また、理事には国会議員、大学教授、会社経営者、監事には顧問弁護士法人の社員弁護士など、幅広い見識・法的知識を有している方々に役員に就任していただき、必要に応じ、理事、監事に判断を仰ぐ体制を整えている。	・役員名簿 ・弁護士法人との顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会規程を整備し、委員会の設置について規定している。	・コンプライアンス委員会規程 ・委員名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員に相応しい外部の有識者の人選や、その人物から就任の承諾を得ることについては、相応しい外部の有識者がなかなか見つからず、また、見つかったとしても就任を依頼する場合には報酬（当協会の費用負担の限界）の問題があり、極めて困難な状況にある。引き続き、適切なコンプライアンス体制を構築できるよう対応していく所存である。	同上
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	コンプライアンスについて専門知識を有する弁護士（顧問弁護士法人に属する弁護士）を講師に、役職員向けの研修を実施している。2021年以降、2回程度の実施を予定している。	・研修会開催日程 ・研修会資料

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者向けについては、現在、研修内容を検討している段階である。2020年度中に実施する方向で調整中である。	・研修会開催日程 ・研修会資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けの研修を経て、審判員の対象者へは冊子を配布することも含め、研修内容を精査している段階である。2021年度に研修及び冊子等の配布を実施する予定である。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	弁護士法人、税理士と顧問契約を結び、組織運営規定等の妥当性や会計の経理処理・税務処理について、日常的に対応・確認できる体制を整えている。 必要に応じ、当協会内で検討の上、適宜専門家のサポートを受けている。例えば、スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査のために、当協会内に存在する規程等を洗い出し、顧問弁護士法人に属する弁護士や顧問税理士に適宜助言を受けている。	・組織図
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計については、当協会では経理処理・データ入力を行い、定期的に顧問税理士に送付、会計原則に遵守しているか確認を受けている。また、「経費精算規定」を整備し、領収書等証憑に基づいて、適切に経理処理している。 当協会の運営・業務に関しては、当協会の事業活動に精通している顧問弁護士法人に属する弁護士に監事に就任していただき、情報共有を行い、助言等をいただく体制を整えている。また、当該弁護士は、財務状況についても、独立した立場から監査を実施し、監査報告書を作成している。	・監事名簿 ・経費精算規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。また、事業報告書ならびに決算書等、関連省庁・団体より検査・確認を受けている。	・各助成金収支報告書等
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、官報に貸借対照表の決算公告を掲載するとともに、当協会ホームページにて同内容を開示している。また、これらの書類は閲覧請求に対応するため、当協会の事務所に常時備え置いている。	・決算書類

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準については、「選手選考委員会規定」及び「強化指導部規定」にて規定しており、ホームページにおいて公開している。選手選考基準についての説明会の場は設けていないが、派遣選手の選考については「強化指導部規定」で規定しており、競技会の代表選手についての選考結果に関しては、決定日当日、あるいは遅くとも決定日から2営業日以内に当協会のホームページで公表し、周知している。なお、選考から漏れた選手等に対しても、要望に応じて選考から漏れた理由を説明している。	・選手選考委員会規定 ・強化指導部規定
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	今後、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等について、適宜開示していく予定である。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	当協会設立後、これまで利益相反行為に相当する事例は報告されていない。 現在、「利益相反規程」を策定中であり、2021年度中を目途に公開する予定である。同規程においては、「役職員等の利益相反を適切に管理するために必要な事項」を定めており、「特に重要な契約については慎重に審議し判断する」と規定している。	・利益相反規定（作成中）
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	現在、利益相反ポリシーを策定中であり、2021年度中を目途に公開する予定である。	・利益相反ポリシー（作成中）
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	コンプライアンス規程の第4章に通報受付窓口設置を規定している。暴力行為・不正行為等相談窓口は、当協会内及び顧問契約を締結している弁護士法人の事務所に設置し、通報については、電話およびFAX（フォーム有）で容易に行うことができるようホームページに掲載しており、さらに、研修等の機会を通じて通報制度とその利用についての周知を図っていく予定である。 通報対象は、暴力行為や各種ハラスメント、社会規範に照らして不適切と認められる行為、個人情報の不適切な取扱や名誉棄損等を含み、本協会登録会員及び選手やその関係者が利用できることになっている。	・コンプライアンス規程 ・コンプライアンス委員会細則 ・暴力行為・不正行為等相談窓口 ・上記相談FAXシート ・コンプライアンス研修資料 ・内部通報規則
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	コンプライアンス規程において、コンプライアンス委員会を構成する委員を顧問弁護士法人に属する弁護士、外部の学識経験者から選任することとし、そのほか、コンプライアンス違反行為等への対応等を定めている。 また、「内部通報規則」を新たに策定し、内部通報等への対応、調査、これに対する措置等について規定しており、これに基づいて内部通報等に速やかに対処できるよう体制を整えていく。	・コンプライアンス規程 ・コンプライアンス委員会細則 ・内部通報規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	当協会に登録している会員及び役職員を対象とした「懲戒規程」を整備し、同規程において、懲戒の対象となる違反行為、処分の種類及び基準、懲戒委員会の設置などの対応について定め、ホームページに公開し、周知している。	・懲戒規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲戒規程において、処分審査を行う「懲戒委員会」は、当協会の社員だけでなく、外部の学識経験者もその構成員となることが明記されており、中立性及び専門性は担保されている。	・懲戒規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	定款の第44条第2項において、当協会の行った決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行われる仲裁により解決されるものと定め、いわゆる自動応諾条項を定めており、さらに、当協会のホームページに公開されている、当協会の役職員だけでなく、選手、指導者等の当協会に登録している全ての会員を適用対象とする懲戒規程の第8条にも、当協会の処分について日本スポーツ仲裁機構への不服申立ができる旨が規定されている。	・定款 ・懲戒規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	前述のとおり、ホームページにおいて公開されている定款の第44条第2項、同じくホームページにおいて公開されている懲戒規程の第8条にスポーツ仲裁の利用が可能であることが定められているが、今後、コンプライアンス研修等の機会を通じて積極的に周知することを検討していく。	・懲戒規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	「危機管理マニュアル」を策定し、2021年度中を目途に公表する方向で準備を進めている。	・危機管理マニュアル (情報漏洩) ・危機管理マニュアル (災害等)
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当協会においては、審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していないものの、当協会としての説明は以下のとおりである。 不祥事の定義は以下の通りである。 ①法令に違反していると判断される事案 (不正経理、情報漏洩など) ②社会規範に違反していると判断される事案 (体罰、暴力、セクシャルハラスメント、ドーピング、八百長など) 不祥事対応については、本協会の倫理規程、懲罰規程、コンプライアンス規程で規定している。なお、不祥事の回避、事実調査、再発防止等のリスクマネジメントのために、今後必要に応じて危機管理マニュアルを整備し、体制を構築していく。	・倫理規程 ・懲罰規程 ・コンプライアンス規程 ・危機管理マニュアル (情報漏洩)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当協会においては、審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した実績はない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	会員登録規程には、加盟団体について規定されているが、現時点で、当協会において加盟団体制度は確立されていない。今後、2022年度を目途に確立する予定で準備を進めているところである。 なお、定款の第8章「組織」の第50条第1項に、当協会の地方組織について定めがあるが、これは当協会が一般社団法人として設立された際に存在していた各地の競技団体について定めたものであり、いわゆる加盟団体制度に基づく加盟団体について定めたものではない。今後、加盟団体制度が確立される段階になれば、定款第50条第1項の変更も併せて検討する予定である。	・会員登録規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会登録している会員・団体に対して、ホームページや一斉メールを通じ、情報発信を行っている。 今後、コンプライアンス強化のために、リーフレットを作成し、その情報を公開するなど、情報提供の方法を検討していく予定である。	・HP ・一斉メール等の証憑